

広報

あしや

No.970 平成19年 8月15日号
(2007年) 毎月1日・15日発行

Garden City Ashiya

発行/
芦屋市役所(広報課)
TEL.0797-31-2121 FAX.0797-38-2152
〒659-8501兵庫県芦屋市精道町7番6号
ホームページ
http://www.city.ashiya.hyogo.jp/
メールアドレス
info@city.ashiya.hyogo.jp

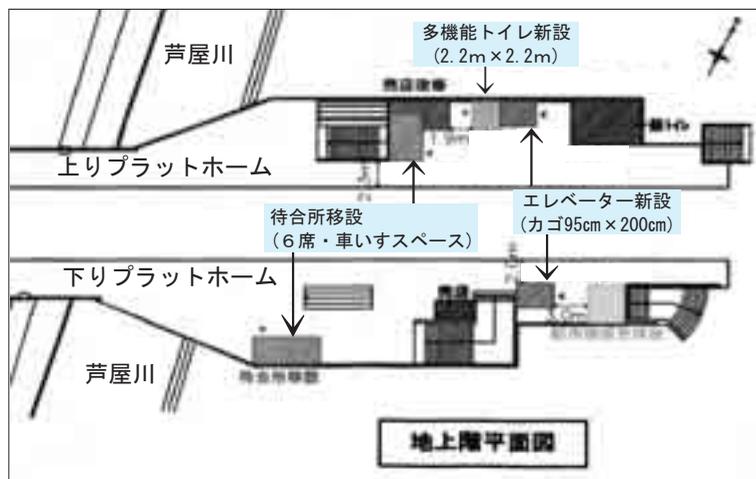


「集会所トーク」に延べ272人のかたが参加されました
●7月17日から8月3日まで開催された「集会所トーク」会場では、市民の皆さんと市長がまちづくり等について語り合いました。

阪神芦屋駅バリアフリー化へ 9月上旬 改良工事が始まります

問い合わせ 地域福祉課 ☎38-2040

市では、「芦屋市交通バリアフリー基本構想」を策定し、高齢者や障がいのあるかた等をはじめ誰もが安全で安心して快適に暮らせるま

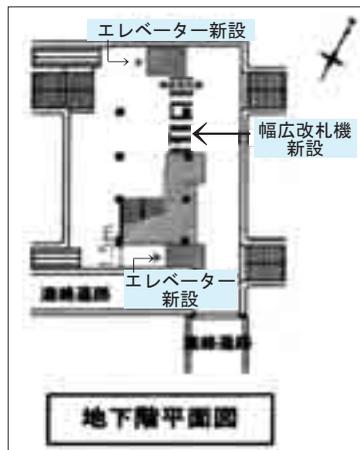


ちづくりを推進しています。重点整備地区とされている阪神芦屋駅・市役所を中心とした地区のうち、このほど阪神芦屋駅の改良工事が9月上旬から着手され、来春三月末までの予定で行われることになりました。改良工事の概要等は、下表のとおりです。

【改良工事の概要】

- ①東側改札と上下線ホームを結ぶエレベーターがそれぞれ設置されます。
- ②上りホームに多機能トイレ(オストメイト対応等)が設置されます。
- ③地下改札口に幅広改札機が設置されます。
- ④エレベーター等設置のため、地下駅務室、券売機室等の順次移設・改修工事をします。

■事業者名 阪神電気鉄道株式会社
 ■工期 9月上旬～平成20年3月末(予定)
 ■事業費 217,000千円(市補助予定額36,166千円を含む)
 ※工事についての問い合わせは、阪神電気鉄道株式会社 鉄道事業本部工務部(☎06-6457-2326)へ



年金加入記録の照会依頼 社会保険事務所へ送付します

市役所北館1階の市民課年金担当の窓口(20番)に、「年金加入記録照会依頼書」を置いています。
 社会保険事務所へ年金の照会を希望されるかたは、依頼書に記入し、市民課年金担当へ提出してください。
 市から社会保険事務所へ送付し、後日、社会保険事務所からご自宅へ回答が届きます。

問い合わせ 市民課年金担当 ☎38-2036

平成19年 第4回 市議会定例会日程

問い合わせ 市議会事務局 ☎38-2001

平成19年第4回定例会は、9月7日(金)に招集され、9月28日(金)までの日程で開催する予定です。
 本会議・各委員会の予定は次のとおりです。
 傍聴を希望されるかたは、日程が変更になることがありますので、お確かめのうえご来場ください。

- 9月6日(木) 【議会運営委員会】
- 9月7日(金) 【本会議】議案提案説明等
- 9月10日(月)・11日(火)・12日(水)
【各常任委員会】議案・請願等の審査
- 9月14日(金) 【議会運営委員会】
- 9月18日(火)・19日(水)
【本会議】一般質問等
- 9月27日(木) 【議会運営委員会】
- 9月28日(金) 【本会議】委員長報告、討論、表決等

1. 17 あしやフェニックス基金 被災地でのボランティア活動を助成

このたびの新潟県中越沖地震の被害に遭われた皆さんに、謹んでお見舞い申し上げます。
 本市では、阪神・淡路大震災の際にいただいたご支援に対する感謝と、震災から得た尊い経験と教訓を次世代に継承するため、平成17年に「1. 17あしやフェニックス基金」を設立しました。
 この基金は国内で発生した自然災害の被災地への支援や復旧・復興のボランティア活動を行う市民グループに助成しています。
 今回、基金の利用をご希望のかたは、下記へご相談ください。

問い合わせ 行政経営課 ☎38-2005

- 日時 九月八日(土) 午後一時三十分～三時三十分
- 会場 ルナ・ホール
- 内容 お祝いの式典と余興
- 対象のかた ①七十歳(昭和十二年生まれ)

市では、七十歳・七十七歳・八十八歳・九十九歳の皆さんをお招きして「敬老会」を開催します。
 ※対象のかたには、ご案内のはがきを、八月下旬に郵送の予定です。

敬老会を開催します

問い合わせ 高年福祉課 ☎2044

“花火遊びは 迷惑にならない場所と時間と後始末” ルールを守って楽しい花火

- 花火に書いてある遊び方をよく読んで必ず守りましょう。
- 風の強いときは花火遊びはやめましょう。
- 花火を人や家に向けたり、燃えやすい物のある場所で遊んだりしないようにしましょう。
- 必ず水を用意しましょう。
- 花火のごみは必ず持ち帰りましょう。
- 市民マナー条例で、午後9時以降から翌朝午前6時まで禁止されている花火があります。ご注意ください。

【禁止花火】★ピンホイール・ヨーヨー等 回転花火
 ★金魚・花車等 走行花火



- ★笛ロケット・流星等 飛行花火
- ★乱玉・パラシュート等 打ち上げ花火
- ★爆竹等 音花火

問い合わせ 消防本部予防課 ☎38-2098